平成２４年７月３０日
横浜市公立大学法人評価委員会
資　　料　　1

第44回　横浜市公立大学法人評価委員会会議録　（案）	
日　　時	平成24年６月26日（火）16時～16時15分
開催場所	横浜市立大学福浦キャンパス　看護教育研究棟１階大会議室
出 席 者	川村委員長、蟻川委員、岸委員、桐野委員、山上委員
欠 席 者	なし
開催形態	公開（傍聴者　０名）
議　　題	１　第 43 回横浜市公立大学法人評価委員会会議録（案）について ２　中期計画の変更について ３　その他
決定事項	・事務局から、「第 43 回横浜市公立大学法人評価委員会会議録（案）」について説明し、承認を得た。
議　　事	議題１：第 43 回横浜市公立大学法人評価委員会会議録（案）について ・事務局から、資料１「第 43 回横浜市公立大学法人評価委員会会議録（案）」について説明し、承認を得た。 議題２：中期計画の変更について ・事務局から、変更手続きについて資料２「地方独立行政法人法　第 25 条・第 26 条」を説明した。 ・法人から、資料３「中期計画の変更（案）について」を説明した。 【川村委員長】変更点について説明があったが、この変更案に意見はあるか。 【岸委員】項目（３）の表題最後に【地域貢献】とあるが、（１）にはこういう記載がないと思う。特に意味があるのか。 （２）の「都市の課題解決」の【地域貢献】と【国際】と同じように考えれば良いか。 【法人】【　】は役割であり、（１）は全ての研究科にまたがるためこういう書き方をしている。（２）に関しては地域貢献と国際化の両方、（３）は地域貢献だけである。 【蟻川委員】前回、原子分子レベルにおける定量的という書き方について言及したため、今回、タンパク質等という表現になったと思う。タンパク質等のという表現は、唐突な印象を受ける。タンパク質は生命現象に非常に大切な物質であり、色々な種類のタンパク質が生命現象に関連しているが、計画の中で、タンパク質等の構造と表現するのは、あまりにも具体的すぎてしかも限定されてしまう感がある。生命関連物質の構造等、もう少し大きく捉えた方が、適当であると考える。生命医科学分野に関することであるので、桐野委員の意見を伺いたい。 【川村委員長】構造生物学という言葉はよく使われる言葉なのか。 【蟻川委員】使うものである。 【法人】本学の研究のなかで力を入れているのが、タンパク質の構造と機能であるためこのような表現となった。タンパク質だけしか使わないという訳ではないため、タンパク質等という表現にした。生命基本分子にすべきか。どのような表現が良いか。 【桐野委員】生体高分子はどうか。 【蟻川委員】生体高分子の方が、広い意味でよく使われる。タンパク質だと扱う物質が限定されてしまう。

	【桐野委員】全体を包括的に含んだ表現の方が良い。脂質をやることが将来必要となった際に、核酸はやらないということになってしまう。 【蟻川委員】そうなってしまうと考える。 【川村委員長】構造生物学というのは、タンパク質などの構造に関することに限らないものなのか。 【桐野委員】構造と機能というのは、今その部分に向かっている。 【事務局】生体高分子を中心とすることで、問題はないかと思う。再度確認した上で、そのようにしたいと思う。法人もそれで良いか。 【法人】問題は無い。 【事務局】全てを包括する表現として、生体高分子。等はつけない。 【法人】生体高分子だと全て含まれる。 【桐野】たんぱく質と核酸のだいたいこの２つ。 【法人】あとは脂質であるが、生体高分子に含まれると考える。 【川村委員長】表現としては、生体高分子の構造を研究する構造生物学でよろしいか。 【蟻川委員】機能という表現は、入れなくて良いか。機能は構造に起因するとも考えられるので、構造が分かれば、機能というのは敢えて必要ではないという考え方もある。あまり具体的過ぎても良くないため、構造生物学を生かすのであれば良いと考える。 【事務局】生体高分子という表現とし、構造等とすれば、機能も含めて理解できる。 【川村委員長】「生体高分子の構造等を研究する構造生物学を基盤」という表現とする。若干修正をし、細かいことは委員長に一任いただきたい。 　その他何か意見はあるか。 　法定手続きとして、この計画の変更について委員会としての意見書のとりまとめを行いたいと思う。 　先ほどの議論、修正を踏まえ市長宛に意見書を提出する。 議題３　その他 【川村委員長】本日予定していた議題は以上だが、他になければ、今後の日程の説明に移りたい。 ・事務局より、今後の日程を確認。 【川村委員長】特に意見がなければ、以上をもって第 44 回横浜市公立大学法人評価委員会を終了する。
資　　料 ・ 特記事項	〔配布資料〕 　資料１　第 43 回横浜市公立大学法人評価委員会会議録（案） 　資料２　地方独立行政法人法　第 25 条・第 26 条 　資料３　中期計画の変更（案）について 〔参　考〕 ○ 公立大学法人横浜市立大学関係資料